市町村議会で議決した主な政策的条例（平成 28 年９月・12 月議決分）

平成 28 年 12 月 28 日現在

市町村議会名	条例の内容
宮古市	【議決年月日】　平成 28 年９月１日 【名　　　称】　**宮古市暴力団排除条例** 【公布年月日】　平成 28 年９月７日 【施行年月日】　平成 28 年９月７日
大船渡市	【議決年月日】　平成 28 年 12 月 20 日 【名　　　称】　**大船渡市議会基本条例** 【公布年月日】　平成 28 年 12 月 20 日 【施行年月日】　平成 28 年 12 月 20 日
久慈市	【議決年月日】　平成 28 年 12 月 14 日 【名　　　称】　**地酒等普及促進・乾杯条例** 【公布年月日】　平成 28 年 12 月 14 日 【施行年月日】　平成 28 年 12 月 14 日

宮古市暴力団排除条例

（目的）

第１条　この条例は、暴力団の排除に関し基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除のために講ずる措置その他市の施策について必要な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全かつ平穏な生活の確保及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(2)　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(3)　暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。

(4)　暴力団の排除　暴力団による威力の利用及び暴力団員等による不当な行為を防止し、もって市民生活又は事業者の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

（基本理念）

第３条　暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を与えるものであることを認識し、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して金品その他の財産上の利益を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民、事業者、関係機関及び関係団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する総合的な施策を推進するものとする。

２　市は、暴力団の排除に関する施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。

（市民及び事業者の責務）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する活動に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

２　事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市民及び事業者に対する支援）

第６条　市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に取り組むことができるよう、情報の提供その他の支援を行うものとする。

（普及啓発）

第７条　市は、市民及び事業者が暴力団の排除の重要性についての理解を深めることができるよう、暴力団の排除に関する知識の普及啓発を行うものとする。

（公の施設の使用の不許可等）

第８条　市長、教育委員会（以下「市長等」という。）及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に使用されると認められるときは、当該公の施設の使用に係る許可、承認その他の処分をせず、又は当該処分を取り消すことができる。

（利益付与処分に関する措置）

第９条　市長等及び指定管理者は、次に掲げる者（以下「排除措置対象者」という。）に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある許可その他の何らかの利益を付与する処分（次項において「利益付与処分」という。）をしないものとする。

(1)　暴力団員等

(2)　暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(3)　法人その他の団体であって暴力団員等がその役員となっている者

(4)　暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

(5)　その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者

２　市長等及び指定管理者は、利益付与処分を受けた者が排除措置対象者に該当することが判明したときは、当該利益付与処分を取り消すことができる。

（市の財産の貸付け等の禁止）

第１０条　市長等は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある場合には、排除措置対象者に対し、地方自治法第２３８条の４第２項及び第３項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定に基づく行政財産の貸付け、若しくはこれに対する私権の設定又は同条第７項の規定に基づく行政財産の使用の許可をしないものとする。

２　市長等は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある場合には、排除措置対象者に対し、地方自治法第２３８条の５第１項の規定に基づく普通財産の貸付け、交換、売払い若しくは譲与、これを出資の目的とすること若しくはこれに対する私権の設定又は同条第２項若しくは第３項の規定に基づく普通財産の信託をしないものとする。

３　市長等は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある場合には、排除措置対象者に対し、物品の貸付け、交換、売払い又は譲与をしないものとする。

４　前３項の規定は、基金に属する財産を管理し、又は処分する場合について準用する。

（市の事務又は事業における措置）

第１１条　前３条に定めるもののほか、市長等は、契約に係る事務その他市の事務又は事業において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、排除措置対象者を契約の相手方としないことその他の必要な措置を講ずるものとする。

（青少年に対する指導等）

第１２条　市、市民及び事業者は、青少年（１８歳未満の者をいう。）が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入すること又は暴力団から危害を受けることのないよう、地域、学校、職域等において、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との連携）

第１３条　市は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力することにより暴力団の排除の効果的な推進に努めるものとする。

（補則）

第１４条　この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

大船渡市議会基本条例

目次

大船渡市は、平成23年３月11日に発生した東日本大震災津波によって甚大な被害を受けた。大船渡市議会は、震災からの復興や当市を取り巻く諸課題を解決するため、市民の視点に立った市政運営の実現を図ることを目的に、その責務を自覚し、議会活動を通じてその役割を果たしていくことを市民に宣言する。

震災以前から当市では、人口の減少や少子高齢化、市内経済の低迷、県内陸部との交通アクセス等が大きな課題となっていた。今後は、自治体間競争が活発化し自主的な取組や自己決定が更に求められることから、二元代表制の一翼を担う機関として、市議会は、積極的に政策提言や政策立案を行い市民の負託に応え、持続可能な地域社会として当市を次世代へ引き継ぐ使命を自覚し活動を行う。

そのために市議会は、市民に寄り添い、市民目線で市政運営を行い、合議体である議会としての権能を最大限発揮することが必要であり、市長等の監視及び政策の評価を行うことや、市民の多様な意見を反映できる議会を築くことが重要である。

したがって本議会は、目指すべき地方議会の姿を示し市民とともに歩むため、議会の活動理念、議員の責務及び活動原則、積極的な情報の公開などの議会の基本事項を定めた大船渡市議会基本条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、議会及び議員の責務並びに議会が担うべき役割を果たすための基本的な事項を定めることにより、持続可能で安心して暮らせるまちづくりの実現に適切に対応する議会運営を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（この条例の位置付け）

第２条　この条例を議会における最高規範と位置付け、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、その理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなけれ

ばならない。

第２章　議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第３条　議会は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 市民の多様な意見の把握に努めるとともに、議会として積極的に政策形成を行うこと。
(2) 自由な討議を通じて、論点及び争点を明らかにし、合意形成に努めること。
(3) 適切な行政運営が行われているかを監視し、評価すること。
(4) 積極的な情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の諸活動を説明する責任を果たすこと。
(5) 公正で透明な議会運営に努めるとともに、議会の信頼性を高めるため、継続して改革に取り組むこと。

（議員の活動原則）

第４条　議員は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 市政に関する課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、積極的に政策提案を行うこと。
(2) 自らの資質向上に努め、誠実かつ公正な職務遂行に努めること。
(3) 議会が議論の場であること及び合議体であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。
(4) 議会の構成員として、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。

（会派）

第５条　議員は、議会活動を円滑に実施するため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。

２　会派は、議会の政策形成に資するための調査研究を行うとともに、必要に応じて会派間の調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第３章　市民と議会の関係

（市民参加）

第６条　議会は、市民の議会活動に参加する機会の確保に努め、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用に努めるものとする。

第７条　議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、誠実かつ適切に審査を行うものとする。

２　議会は、前項の審査に当たっては、提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

（情報公開）

第８条　議会は、会議を原則公開し、説明責任を果たすとともに、市民と議会が情報及び意見を交換する機会を多様に設けるものとする。

第４章　市長等と議会の関係

第９条　二元代表制の一翼を担う議会は、市長及び執行機関の長（以下「市長等」という。）との間において常に緊張関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

２　本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

３　議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問の内容を明確にするため反問することができる。

第10条　議会は、市長等が提案する政策等について必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

第５章　議会機能の強化

（議決事件の拡大）

第11条　議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第２項に規定する議会の議決すべき事件の追加を積極的に検討するものとする。

２　前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

（議会機能の強化）

第12条　議会は、政策の立案及び提言に関する機能が十分発揮できるよう効率的な運営に努めるとともに議会機能の強化を図るものとする。

２　議会は、議員相互の自由な討議を尽くして合意形成を図り、共通認識を深めるため必要に応じて協議の場を開催するものとする。

３　議会は、必要に応じて他の自治体の議会と政策及び政策運営について意見の交換を行い、交流及び連携を図るものとする。

４　市政の課題に関する調査のため必要があるときは、知識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

（委員会の活動）

第13条　議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査・調査するとともに、委員会を適切に設置し、活用するものとする。

２　委員会は、市政課題の所管事務調査を実施し、政策立案・政策提言に結びつくよう努め、委員長は、必要に応じて各委員会間の調整を図るものとする。

３　委員会は、市民からの要請に応じ、又は市政課題に対応するため、市民との懇談を積極的に行うよう努めるものとする。

４　委員会の運営等は、別に条例で定める。

（議員研修の充実）

第14条　議会は、議員の政策形成能力及び立案能力向上のため、積極的に議員研修の充実強化を図るものとする。

（政務活動費）

第15条　議員は、大船渡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年大船渡市条例第３号）に基づき交付された政務活動費について、調査研究その他の活動に資するため適切に執行するとともに、透明性の確保に努めるものとする。

（議会広報）

第16条　議会は、広報紙を発行し、その内容の充実を図るとともに、多様な広報媒体を活用することにより､多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第６章　議員の政治倫理並びに定数及び報酬

（議員の政治倫理）

第17条　議員は、市民の代表として倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員の品位を保持し、識見を高めるよう努めるものとする。

（議員定数及び議員報酬）

第18条　議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。

２　議員は、議員定数又は議員報酬を改正するときは、市政の現状及び課題、他市等の状況並びに議会が果たす役割を考慮するよう努めるものとする。

第７章　危機管理

（危機管理）

第19条　議会は、災害時において機能的に対応できるよう危機管理体制の整備に努め、市長等と連携するものとする。

（災害時の対応）

第20条　議長は、災害が発生した場合、大船渡市議会災害対策会議を設置することができる。

２　議会は、市長等と連携し、災害対策活動を支援するとともに、被災者と情報共有、連携、相談等を行うものとする。

３　議会は、災害等の状況等を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じ市長等に対し、提言及び提案を行うものとする。

第８章　議会事務局の充実

（議会事務局の体制整備）

第21条　議会は、議員の政策形成、政策立案等を補助する組織としての議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るものとする。

（議会図書室）

第22条　議会は、法第100条第19項の規定により議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置する。

２　議会は、議員の政策形成能力及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第９章　継続的な評価及び検討

第23条　議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において継続的に評価及び検討するものとする。

２　前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

地酒等普及促進・乾杯条例

（目的）

第１条　この条例は、地酒等（市の区域内において製造され、又は市の区域内において生産された農産物を原材料とする清酒、ワインその他の酒類及びジュースその他の清涼飲料水をいう。以下同じ。）の普及の促進に関し、基本理念を定め、並びに市及び事業者（地酒等を製造し、販売し、又は提供する事業者をいう。以下同じ。）の役割を明らかにすることにより、農業をはじめ地酒等に関連する産業の振興を図り、もって市内経済の活性化に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第２条　地酒等の普及の促進は、市及び事業者の連携協力の下、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

(1)　地酒等による乾杯の普及が図られること。

(2)　個人の嗜好及び意思が尊重されること。

(3)　アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）第２条に規定するアルコール健康障害の発生等を踏まえ、飲酒に関する正しい知識の普及に資するものであること。

（市の役割）

第３条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地酒等の普及の促進に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第４条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、地酒等の普及の促進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（市民の協力）

第５条　市民は、市及び事業者が行う地酒等の普及の促進に係る取組に協力するよう努めるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。